平成28年
第1回定例会（2月議会）
建設委員会
提 出 資 料
（当初予算関係）

【所管事項審査関係資料】

出　　納　　局

目　　次

資料１　「統一的な基準」による財務書類の作成について　・・・・　１
（会計課）

資料２　庁舎等維持管理業務に係る最低制限価格制度
の試行について　・・・・　２
（財産活用課）

資料３　あきた公共施設等総合管理計画（案）について　・・・・　３
（財産活用課）

資料１

「統一的な基準」による財務書類の作成について

平成２８年２月２４日
会　　計　　課

平成２８年度決算から国が定めた「統一的な基準」による財務書類（貸借対照表等）を作成する。

１　経　　緯

県では、平成２０年度決算から、「総務省方式改訂モデル」（決算統計データを活用する簡便方式）により、財務書類を作成・公表している。

この方式は、固定資産の計上に緻密さを欠くこと、部門別の財務書類の作成ができないことが欠点であり、また、他の作成方式を採用している自治体があるため、他自治体間の比較が困難であった。

このため、国は、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を骨子とした「統一的な基準」を定め、全ての地方公共団体に「統一的な基準」による財務書類を平成２９年度までに作成することを要請した。

２　対　　応

２７年度　地方公会計導入庁内連絡会の設置、固定資産台帳作成のための準備など
２８年度　地方公会計システム（ソフト・ハードウェア）の構築など
２９年度　平成２８年度決算に係る財務書類の作成・公表

３　導入効果

〇固定資産台帳の整備による効果
・より正確な財務書類の公表（資産計上額の精度向上）
・公共施設等の老朽化対策へのデータ活用

〇統一的な基準化による効果
・他団体や全国平均との比較や財政指標の設定

〇複式仕訳の効果
・事業別、施設別の財務書類の作成と活用

資料２

庁舎等維持管理業務に係る最低制限価格制度の試行について

平成２８年　２月２４日
財　産　活　用　課

１　趣　旨

一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により、庁舎等維持管理業務の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するために、地方自治法施行令第１６７条の１０第２項の規定による最低制限価格を設けることを試行する。

２　対象とする業務

入札による委託業務の請負契約を締結しようとする場合で、次に掲げる業務のうち、１件の予定価格が５０万円以上のものを対象とする。

- 建物管理業務等（直接人件費が大半を占めると認められる業務に限る）
- 警備業務（機械警備を除く）
- 清掃業務

３　最低制限価格

予定価格に６／１０を乗じた額
ただし、清掃業務及び警備業務（機械警備を除く）にあっては、予定価格に８／１０を乗じた額

４　施行期日

平成２８年４月１日以降に実施される委託業務
（前年度に入札し、平成２８年度に実施される業務を含む。）

資料３－１

あきた公共施設等総合管理計画（案）の概要について

平成28年2月24日　財産活用課

公共施設等の現状及び将来の見通し

公共施設等の現状

公共施設

586施設（延べ面積 205万㎡）
※内訳：学校教育施設 40%
行政施設 18%など

インフラ施設

橋梁 1，113橋、トンネル 84本、その他港湾施設、農業水利施設、森林整備施設、交通安全施設など

※老朽化の状況（インフラ施設は道路で例示）

類型	経過年数	現状	10年後	20年後	備考
公共施設	30年	45%	68%	93%	586施設205万㎡
道路	50年	11%	38%	58%	橋梁1，113橋
	50年	8%	14%	40%	トンネル84本

将来の県人口の見通し

県人口の推計　※国立社会保障・人口問題研究所

（H27）102．6万人 ⇒（20年後）（H47）76．3万人

老年人口の割合の推計

（H27）32．7% ⇒（H47）42．1%

県財政の状況と中期見通し

財政の中期見通し　※県財政課「財政の中期見通し」

県税収入の伸びや人口減少等に伴い、実質的な地方交付税が減少する一方で、社会保障関連経費が増

↓

財源不足額が拡大し、公共施設等の更新（建替え）等に要する経費の財源確保はますます困難

財源不足額（予算ベース）　※経済成長率1．5%の場合

（H27）68億円 ⇒（H32）163億円

公共施設の更新（建替え）等に関する経費の見込み

公共施設

年間104億円（現状）⇒ 219億円
※今後30年間の経費の年平均は現状の2．1倍

インフラ施設

年間274億円（現状）⇒ 383億円
※今後30年間の経費の年平均は現状の1．4倍

統廃合やコスト縮減等の対策を一切行わず、現存の公共施設等を現状のまま維持していくことを前提に試算したもので、将来の必要額を算出したものではない。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

対象施設

県が所有、管理する全ての公共施設等（インフラ施設含む）

計画期間

10年間（H28～37年度）
※社会情勢の変化等により適宜見直し

取組体制

公共施設等総合管理計画推進本部の設置
・全庁的な取組体制で、総合的なマネジメントを実施
・策定後も存続、フォローアップ等により計画推進

現状や課題に関する基本認識

課題Ⅰ　公共施設等の老朽化への対応
課題Ⅱ　人口減少等社会情勢の変化への対応
課題Ⅲ　財政負担の軽減・平準化

《現存の公共施設等すべてに対して、これまでと同様の維持・管理を継続することは困難》

↓

県民の安全を確保しつつ、コストの縮減を図り、公共施設等の総量及びサービスを適正化

フォローアップの実施方針

・「公共施設等総合管理計画推進本部」による、進行管理などの総合的なマネジメントの実施
・県民（利用者等）、市町村を含む関係機関等への積極的な情報提供、及び連携強化　等

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

○点検・診断等
・メンテナンスのPDCAサイクルを構築〈共通〉
・法定点検対象外施設に対する点検等を実施〈公共施設〉
・ICT等新たな技術の開発、導入〈インフラ〉

○維持管理・修繕・更新等
・適切な管理水準による予防保全型管理を実施〈共通〉
・管理業務の一括発注など包括的な管理の取組〈共通〉
・健全度等により、改修の実施に優先順位を設定〈共通〉
・FM（ファシリティ・マネジメント）台帳の活用〈公共施設〉
・点検情報等のデータを一元的にシステム化〈インフラ〉

○安全確保
・危険箇所発見時、類似施設の緊急点検を実施〈公共施設〉
・災害時、関係機関と連携、早急な対策を実施〈インフラ〉

○耐震化
・必要に応じ特定建築物以外の施設に拡大〈公共施設〉
・長寿命化と併せて耐震補強を実施〈インフラ〉

○長寿命化
・適切な管理水準による予防保全型管理の実施〈共通〉
・管理業務の一括発注など包括的な管理の取組〈共通〉
・健全度等により、改修の実施に優先順位を設定〈共通〉
（再掲）
・費用比較等により対策の可否の検討〈公共施設〉
・機能維持に向け徹底した対策の実施〈インフラ〉

○統廃合　〈公共施設〉
・「公共施設の自己点検・評価」の結果等を検討材料としながら、改善のための有効な対策がなく、利活用の見込みがないと判断された場合、廃止等を選択肢の一つとして検討

～自己点検・評価（平成27年9～11月実施）～
対象353施設のうちハード・ソフト両面、いずれか一方で特に評価が低い施設は68施設（早期の対策が必要と認められる施設）
※結果は、検討材料の一つであり、評価の高低のみをもって、今後の施設のあり方を方向付けるものではない。
※ハード面：施設の健全性
ソフト面：県のサービスとして提供する必要性

・既に供用を廃止または休止している施設等については、他の用途への転換や民間等への譲渡などの有効策が見込めない場合、老朽度を勘案のうえ計画的な除却を実施
・廃止等は、関係者や利用者等から広く意見を聴取するなど、客観性・中立性に配慮しながら慎重に推進

○市町村等との協働
・共同管理等市町村等との協働による取組の拡大〈共通〉
（「県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会」の設置）

○民間の技術等の活用
・省エネ化推進に向けESCO（ｴｽｺ）事業を拡大〈公共施設〉
・県民や企業参加型の施設管理等を促進〈インフラ〉

○県民との情報共有
・広く意見等を聴取するﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ相談窓口を設置〈共通〉

施設類型ごとの管理に関する基本方針

類型ごとの特性を踏まえた、それぞれの施設類型の管理に関する基本方針
（施設規模等を考慮のうえ16類型）

公共施設

庁舎、学校・教育施設など4類型

インフラ

道路、河川、公園、治山施設、交通安全施設など12類型

個別施設計画の策定

「管理に関する基本的な考え方」及び「施設類型ごとの管理に関する基本方針」等を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化、あるいは廃止等に関する実施計画等を策定

～主な内容～
①基本的な方針（施設のあり方等）
②目標使用年数　③管理上の課題等
④実施方針（対策の内容等）
⑤実施計画（対策の時期、経費等）

～策定作業の進め方～
策定過程を重視しながら、段階的に作業を進行
○　基本的な方針(個別施設計画の骨子)の策定
　平成28年　9月目途
○　個別施設計画の策定
　平成28年12月目途
※ワンストップ相談窓口（「公共施設等の相談室」）を設置し、随時、公共施設等の管理に関する相談や意見聴取を行う体制を整備
※策定の各段階において、地元住民や利用者、施設の所在市町村等から意見等を聴取

～参考～　公共施設等総合管理計画（H27策定）

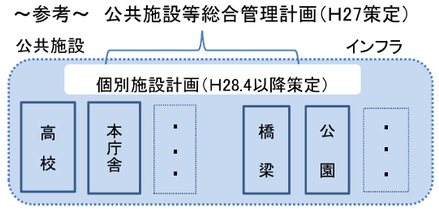

※利用者等との合意形成に時間を要する場合等で、平成28年12月までに策定できない場合は「保留」とし、次年度以降に対応

～参考～

※本計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画の策定
公共施設等全体を総合的・計画的に維持・管理するための考え方及び基本方針
【個別施設計画(実施計画)策定のための指針】
※平成２８年３月末に決定

⇒

個別施設計画の策定
個別施設ごとに具体的でかつ実効性のある維持・管理を行うための実施計画等
※本計画策定後(平成２８年４月以降)策定

⇒

効率的で経済的な維持・管理の実施
【更新(建替え)】
【統廃合】
【長寿命化】等

⇒

将来の秋田を担う世代に大きな負担を残さないよう配慮しながら、できる限り良好な状態で公共施設等を引き継ぐ

資料３－２

個別施設計画の策定について（案）

平成２８年２月２４日
財　産　活　用　課

１　目　　的

「あきた公共施設等総合管理計画」に基づき、具体的でかつ実効性のある施設等の維持・管理を行うため、個別施設ごとに、今後１０年間における実施計画等を策定する。

２　対　　象

１）公 共 施 設　　一定の規模（延べ面積２００㎡超）をもつ公共施設
２）インフラ施設　　原則、全てのインフラ施設
※　いずれも、管理上の必要に応じて同種同等の施設ごとに種別化

３　主な内容

１）基本的な方針　　：　施設等のあり方（目指す姿）
２）目標使用年数　　：　施設等を更新あるいは廃止するまでの期間
３）管理上の課題等　　：　今後、施設等を維持・管理する上での課題等
４）管理に関する実施方針　：　必要な対策の内容等
５）管理に関する実施計画　：　必要な対策の時期、かかる経費等

※基本的な方針について

〈公共施設〉

今後のあり方として、以下のフォームを提示

〇存　続　：　建替え・大規模修繕・民間等への譲渡（事業の継続を伴う）・複合化等・他の用途への転換
〇廃　止　：　除却処分・複合化等・民間等への譲渡（事業の継続を伴わない）・当面の間、廃止または休止（施設残存）

〈インフラ〉

原則として、すべて存続とし、総括的な長寿命化対策を提示

４　策定作業の進め方について

策定過程を重視しながら、段階的に作業を進行

１）基本的な方針の策定　　平成２８年　９月
２）個別施設計画の策定　　平成２８年１２月

※　ワンストップ相談窓口を設置し、随時、相談や意見聴取を行う体制を整備するとともに、策定の各段階において、地元住民や利用者、施設が所在する市町村等からの意見聴取等を行う。
※　地元住民や利用者等との合意形成に時間を要する場合等は、「保留」事案とし、次年度以降の策定とする。